

北上市告示甲第99号

北上市電気料金高騰対策補助金交付要綱を次のように定め、令和4年12月1日から施行する。

令和4年11月30日

北上市長 高橋敏彦

北上市電気料金高騰対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この告示は、電気料金の高騰の影響を受けた市内事業者の事業継続と地域経済の維持を図るため、中小企業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、北上市補助金交付規則（平成3年北上市規則第57号）及び北上市補助金交付要綱（平成3年北上市告示第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（宿泊業にあっては、中小企業支援法施行令（昭和38年政令第334号）第1条に規定する旅館業に該当するもの）である会社又は個人をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。以下同じ。）の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第27条の4第25項第1号に規定する大規模法人をいう。以下同じ。）の所有に属している法人

イ 発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人

ウ 大規模法人の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占める法人

エ 発行済株式若しくは出資の総数若しくは総額の2分の1以上が同一のアからウまでのいずれかに該当する者の所有に属している法人、発行済株式若しくは出資の総数若しくは総額の3分の2以上がアからウまでのいずれかに該当する者の所有に属している法人又はアからウまでのいずれかに該当する者の役員若しくは職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占める法人

(2) 電気使用量 中小企業が事業の用に供する目的で自ら購入した電気の量をいう。ただし、料金を従量により算定する契約に基づくものに限る。

(3) 特定事業所 主たる業種として、統計法（平成19年法律第53号）第28条第1項及び附則第3条の規定に基づき総務省が設定する日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）に掲げる産業のうち、小分類811幼稚園、小分類819幼保連携型認定こども園、小分類831病院、小分類832一般診療所、小分類833歯科診療所、小分類853児童福祉事業、小分類854老人福祉・介護事業、小分類855障害者福祉事業の用に供する事業所をいう。

2 この告示において、会社以外の法人及び組合は、前項第1号の規定における会社とみなす。

3 第1項第1号の規定に関わらず、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院は、中小企業とみなす。

（補助対象者）

第3 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内で事業を営む中小企業であって、次の各号（特定事業所にあつては第1号及び第3号から第8号まで）のいずれにも該当するものとする。

(1) 令和3年4月から令和4年3月までの期間（以下「算定期間」という。）に、第4に定める補助金の対象とする事業所において使用した電気使用量が10万キロワットアワー（特定事業所を含む場合にあつては、3万キロワットアワー）以上であるもの。この場合において、令和3年5月以降に事業を開始した特定事業所は、事業の開始以後に使用した電気使用量に基づき算出した1年あたりの電気使用量を算定期間中の電気使用量とみなす。

(2) 会社にあつては第5に定める交付申請の時点において、直近6月間の営業利益率又は売上総利益率が、直前のすでに終了した事業年度の営業利益率又は売上総利益率に比して1ポイント以上、個人にあつては直近6月間の営業利益率又は売上総利益率が、令和3年分の営業利益率又は売上総利益率に比して1ポイント以上減少しているもの

(3) 第5に定める交付申請の時点において、北上市エネルギー価格高騰対策補助金交付要綱（令和4年北上市告示甲第98号）に規定する補助金を申請していない者

(4) 日本標準産業分類に掲げる産業のうち、農業、林業、漁業又は電気業を主たる事業として営まない者

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていない者

(6) 北上市暴力団排除条例（平成27年北上市条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団又は役員が同条第2号に規定する暴力団員でない者

(7) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人でない者

(8) 宗教上の組織又は団体でない者

(補助金の額)

第4 補助金の額は、市内に所在する事業所（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者として管理する施設を除く。）における令和4年4月から令和5年2月までの間の任意の6月の電気使用量につき、1キロワットアワーあたり3円を乗じた額とする。ただし、事業所が複数ある場合の電気使用量は合算するものとし、一の補助対象者当たりの補助金の上限額は、次の表左欄に掲げる算定期間中の電気使用量に応じて、右欄に定める額とする。

電気使用量	上限額
5万キロワットアワー（特定事業所においては1.5万キロワットアワー）以上15万キロワットアワー未満	15万円
15万キロワットアワー以上30万キロワットアワー未満	45万円
30万キロワットアワー以上50万キロワットアワー未満	60万円
50万キロワットアワー以上	90万円

(補助金の交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和5年2月28日までに、北上市電気料金高騰対策補助金申請書兼請求書（様式第1号）に電気料金の領収書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、北上市電気料金高騰対策補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定通知書により申請者に通知したときは、当該交付決定した日に申請者から補助金の請求があったものとみなして、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第7 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他市長が適当でないとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

(補則)

第8 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

年 月 日

北上市長 様

所在地：

法人名・屋号：

代表者名：

電話番号：

北上市電気料金高騰対策補助金申請書兼請求書

北上市電気料金高騰対策補助金の交付を受けたいので、北上市電気料金高騰対策補助金交付要綱第5の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

記

1 交付申請額兼請求額 円

(電気使用量)

	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	合計
電気使用量 (kWh)							

※複数の事業所がある場合は、合計して記載する。

2 従業員数 人

3 補助金の振込先口座

4 誓約書

<p>北上市電気料金高騰対策補助金交付要綱第3に規定する補助対象者に該当することを誓約します。</p> <p>年 月 日</p> <p>法人名・屋号：</p> <p>代表者名：</p>
--

【添付書類】

様式第2号（第6関係）

北上市指令 第 号

所 在 地：

法人名・屋号：

代 表 者 名：

北上市電気料金高騰対策補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった北上市電気料金高騰対策補助金について、北上市電気料金高騰対策補助金交付要綱第6第1項の規定により、次のとおり決定したので、通知します。

年 月 日

北上市長



補助金交付決定額 金 円